1-1

公益社団法人岡山県看護協会定款

第１章　総　則

（名　称）

第１条　この法人は、公益社団法人岡山県看護協会と称する。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を岡山市北区に置く。

第２章　目的及び事業

（目　的）

第３条　この法人は、人間の尊厳と権利を尊重し県民の健康と福祉に寄与することを理念として、保健師、助産師、看護師及び准看護師が教育と研鑽に根ざした専門性に基づき、看護の質の向上を図るとともに、安心して働き続けられる環境づくりを推進し、あわせて人々のニーズに応える看護領域の開発・展開を図ることにより、人々の健康な生活の実現に寄与することを目的とする。

（事　業）

第４条　この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 公衆衛生の普及指導に関する事業

(2) 保健師、助産師、看護師及び准看護師の職能向上に関する事業

(3) 看護職員の労働環境等の改善及び福祉の向上による人々の健康及び福祉の増進に関する事業

(4) 看護職員の確保・定着に関する事業

(5) 訪問看護、居宅介護支援及び療養通所介護に関する事業

(6) 施設の貸与に関する事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

２　前項の事業は、岡山県において行う。

３　第１項の事業の実施にあたっては、必要に応じて日本看護協会との連携を行う。

第３章　会　員

（種　別）

第５条　この法人の会員は、次の２種とする。

(1) 正会員

保健師、助産師、看護師又は准看護師の資格を有し、この法人の目的に賛同して入会した者。

(2) 名誉会員

看護事業に功労があった者で、総会において推薦され、承認された者。

２　前項の会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会　費）

第６条　正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

（入　会）

第７条　正会員になろうとする者は、定款施行細則に定める手続きにより、入会の申込をしなければならない。

（退　会）
第８条　会員は、定款施行細則に定める退会の手続きにより、任意に退会することができる。
（除　名）
第９条　会員がこの法人の名誉を棄損し、又はその設立の目的に反する行為をしたときは、総会の決議により、これを除名することができる。
（会員資格の喪失）
第 10 条　前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。
(1) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
(2) 第 6 条に定める会費を、その事業年度における 3 月末日までに納入しなかったとき
(3) すべての会員が同意したとき
(4) 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき
（会員資格喪失に伴う権利及び義務）
第 11 条　会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。
２　会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第４章　総　会

（構　成）
第 12 条　総会は、すべての会員をもって構成する。
２　前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。
（権　限）
第 13 条　総会は、次の事項について決議する。
(1) 入会金及び会費の額
(2) 会員の除名
(3) 理事及び監事の選任又は解任
(4) 理事及び監事の報酬等の額
(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
(6) 定款の変更
(7) 解散及び残余財産の処分
(8) 理事会において付議した事項
(9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
（通常総会及び臨時総会）
第 14 条　総会は、通常総会及び臨時総会とする。
（開　催）
第 15 条　通常総会は、毎年度 6 月に 1 回開催する。ただし、理事会において必要があると認めたときは、変更することができる。
２　臨時総会は、必要がある場合に開催する。
（招　集）
第 16 条　総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
２　総会員の議決権の 10 分の１以上の議決権を有する会員及び監事は、会長に対し、総会の目的たる事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
（議　長）
第 17 条　総会の議長団は 3 名とし、当該総会において会員の中から選出し、議長は互選により決定する。

（議決権）
第 18 条　総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。
（決　議）
第 19 条　総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。
2　前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。
(1) 会員の除名
(2) 監事の解任
(3) 定款の変更
(4) 解散
(5) その他法令で定められた事項
3　理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでのものを選任することとする。
（議事録）
第 20 条　総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2　議事録には、議長及び当該総会において選任された議事録署名人 2 名以上が、署名又は記名押印しなければならない。

第５章　役　員

（役員の設置）
第 21 条　この法人に、次の役員を置く。
(1) 理　事　15 名
(2) 監　事　2 名
2　役員の構成は次のとおりとする。
(1) 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事、2 名を常務理事、7 名を職能理事、1 名を外部理事とする。
(2) 監事のうち 1 名は会員、1 名は外部監事とする。
3　前項第 1 号の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事、常務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
4　各理事について、各監事と公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号。以下「認定法」という。）第 5 条第 12 号に規定する特別利害関係を有しないものとする。
5　外部理事は次の全てを満たすものとする。
(1) 本会の業務執行理事又は使用人でなく、かつ、その就任前 10 年間に本会の業務執行理事又は使用人であったことがない者
(2) 会員でなく、かつ、保健師、助産師、看護師及び准看護師以外の者
6　外部監事は次の全てをみたすものとする。
(1) 本会の理事又は使用人でなく、かつ、その就任前 10 年間に本会の理事又は使用人であったことがない者
(2) 会員でなく、かつ、保健師、助産師、看護師、准看護師及び所管する官庁の出身者以外の者
（役員の選任）

第 22 条　理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
2　会長、副会長、専務理事、常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
（役員の欠格事由）
第 22 条の 2　次に掲げる者はこの法人の役員になることができない。
(1) 法人法第 65 条第 1 項各号に掲げられた者
(2) 法人法第 65 条第 1 項第 3 号に該当する罪刑又は第 4 号に該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
(3) 認定法第 6 条に該当する者
(4) 認定法第 6 条第 1 号ロに該当する罪刑又はハに該当する刑に処せられる可能性のある罪で起訴されている者
（役員の資格喪失）
第 22 条の 3　前条に該当するに至った者は、該当時点でこの法人の役員の資格を喪失する。
（理事等の構成）
第 23 条　各理事について、当該理事及びその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
2　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
3　監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
（理事の職務及び権限）
第 24 条　理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2　会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、業務を執行する。
3　副会長、専務理事、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
（監事の職務及び権限）
第 25 条　監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2　監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
3　監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
（役員の任期）
第 26 条　理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
2　前項の規定にかかわらず、理事は、選任後 6 年（専務理事、常務理事は 8 年）以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて、同一の職に引続き就任することができない。
3　監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
4　前項の規定にかかわらず、監事は、選任後 6 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時を超えて、引続き就任することができない。
5　補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
6　理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により

退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員の解任）

第 27 条　理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

（報酬等）

第 28 条　理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会長、専務理事、常務理事、外部理事及び外部監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準にしたがって算定した額を報酬として支給することができる。

（役員の損害賠償責任の免除）

第 29 条　理事又は監事が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該理事又は監事の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法人法第 114 条第 1 項の規定により、同法第 113 条第 1 項に規定する額を限度として、理事会の決議によって損害賠償責任を免除することができる。

（顧　問）

第 30 条　この法人に、任意の機関として、1 名の顧問を置くことができる。

2　顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の諮問に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

3　顧問は、会長が推薦し、選任及び解任は理事会において決議する。

4　顧問は、無報酬とする。

第６章　理事会

（構　成）

第 31 条　この法人に理事会を置く。

2　理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　限）

第 32 条　理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選定及び解職

2　前項 3 号の会長、副会長、専務理事、常務理事の選定において、理事会は、総会の決議により各候補者を選出し、理事会において当該候補者を選定する方法によることができる。

（招　集）

第 33 条　理事会は、会長が招集する。

2　会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により副会長が理事会を招集する。

（決　議）

第 34 条　理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2　前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 35 条　理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2　出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第７章　資産及び会計

（事業年度）

第 36 条　この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第 37 条　この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2　前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 38 条　この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 正味財産増減計算書
(5) 正味財産増減計算書の附属明細書
(6) 財産目録

2　前項の書類ほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告
(2) 理事及び監事の名簿
(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3　通常総会終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 39 条　会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

（株主等の権利の行使）

第 40 条　この法人は、保有する株式（出資）について、その株式（出資）の発行会社に対して、株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、権利の行使又は権利行使の請求をしてはならない。

(1) 配当の受領
(2) 無償新株式
(3) 株主配当増資への応募
(4) 株主宛配付資料の受領

第８章　定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 41 条　この定款は、総会の決議によって変更することができる。

（解　散）

第 42 条　この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 43 条　この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 44 条　この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人であって租税特別措置法第 40 条第 1 項に規定する公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第９章　公告の方法

（公告の方法）

第 45 条　この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 10 章　雑　則

第 46 条　この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2　整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3　この法人の最初の会長は山谷冨美枝とする。

4　この法人の最初の副会長は山崎洋子、石本傳江、長安つた子、専務理事は山﨑悦子、常務理事は樫原美惠子、祇園壽惠子とする。

5　この定款は、平成 28 年 6 月 11 日平成 28 年度通常総会において一部改正。

6　この定款は、令和元年 6 月 15 日令和元年度通常総会において一部改正。

7　この定款は、令和 7 年 6 月 14 日令和 7 年度通常総会において一部改正し、第 21 条及び第 28 条については、令和 8 年度改選役員の選出に係る事項から適用する。